

令和6年度採用 さいたま市スクールソーシャルワーカー採用選考案内

<新規採用希望者>

さいたま市教育委員会

1 職 種

スクールソーシャルワーカー（会計年度任用職員）

2 職務概要

- (1) 問題を抱える児童生徒等が置かれた環境への働き掛けに関すること。
- (2) 配置小学校の児童・保護者、教職員等に対する相談、情報提供等の支援に関すること。
- (3) 要請を受けた配置小学校区の中学校における生徒・保護者、教職員等に対する相談、情報提供等の支援に関すること。
- (4) 学校内におけるチーム体制の構築、連携及び調整に関すること。
- (5) 関係機関等とのネットワークの構築、連携及び調整に関すること。
- (6) 教職員研修等への指導及び助言に関すること。
- (7) 校内のいじめ対策委員会に関すること。
- (8) その他、教育委員会が必要と認める業務に関すること。

3 勤務条件等

以下の勤務条件等は、令和5年10月27日現在での予定となりますので、変更の可能性があります。

- (1) 勤務時間 1日につき7時間 年間185日
(年1回程度土曜日の勤務を命じられる場合があります。)
- (2) 休 日 土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から翌年1月3日まで
- (3) 配置場所 さいたま市教育委員会が指定する市立小学校
<例：A小学校（週2日程度） B小学校（週1日程度） C小学校（週1日程度）>
- (4) 任用期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (5) 報 酬 等 ①時 給
社会福祉士又は精神保健福祉士の有資格者 1, 806円
その他の者 応募資格の(2)～(3) 1, 444円
(翌月払いとなります)
②費用弁償 通勤・出張に係る交通費相当分を本市規定により別途支給
③手 当 等 期末手当あり
④保 険 健康保険（公立学校共済組合）・厚生年金保険・雇用保険・労災保険に加入
- (6) 休 暇 年次有給休暇・特別休暇（忌引休暇、夏季休暇等）

4 応募資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当する人で、(4)及び(5)を満たす人

- (1) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する人
(令和6年3月31日現在、社会福祉士・精神保健福祉士の登録済み又は登録申請中の人)
- (2) スクールソーシャルワーカーとして勤務経験がある人
- (3) 福祉の分野において専門的な知識・技能を有し、実務経験がある人
- (4) 心身ともに健康で職務に耐えうる人
- (5) 次のいずれにも該当しない人
ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
イ さいたま市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
ウ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 採用予定人数

3名程度

(※採用人数は、令和5年10月27日現在での予定となりますので、変更の可能性があります。)

6 応募期間

令和5年11月20日（月）まで【必着】

7 応募書類

- (1) 令和6年度採用 さいたま市スクールソーシャルワーカー採用選考申込書<新規採用希望者>
さいたま市ホームページ (<https://www.city.saitama.jp/index.html>) からダウンロードできます。
【トップページ→市政情報→募集→職員採用→職員採用（会計年度任用職員）→会計年度任用職員に関する情報→パートタイムの募集】
- (2) 応募資格を証明するものの写し
・社会福祉士登録証・精神保健福祉士登録証
※申込期限までに提出が困難な場合、その旨を記載した文書を同封し、届き次第、写しを提出してください。
- (3) 封筒**2枚**（受験票送付用・結果通知用）
【長3封筒(235 mm×120 mm)に94円切手を貼り、自分の郵便番号・住所・氏名を記入したもの】

8 応募方法及び書類提出先

応募書類は、以下まで、郵送または直接持参で提出してください。

※直接持参の場合は、受付時間は8時30分から17時まで（土・日、祝日は除く）

〒330-0071

さいたま市浦和区上木崎4丁目4番10号 さいたま市子ども家庭総合センター4階

さいたま市教育委員会 総合教育相談室 スクールソーシャルワーカー採用担当

電話番号：048-711-5479

9 選考方法

面接及び提出書類による選考

10 面接日時

令和5年12月19日（火）、12月20日（水）のうち、指定された日時

予備日：令和5年12月23日（土）

※面接日時については、申込書に記載された指定日の中で、希望する日にチェックをしていただき、それをもとに教育委員会で日時を指定します。（必ず希望日になるとは限りません。）

11 選考結果

令和6年2月6日（火）までに、全ての応募者に郵送で通知します。

12 名簿登載から採用まで

- (1) 選考結果により、さいたま市スクールソーシャルワーカー採用候補者名簿に登載します。名簿の有効期限は、令和6年4月1日から1年間とします。ただし、名簿登載が必ずしも採用とは限りません。
- (2) 応募資格の（1）のみに該当し、（4）及び（5）を満たす人で、令和6年3月31日までに、資格の登録または資格登録申請中の証明ができない場合は登載を取り消します。
- (3) 有資格者とは、令和6年3月31日までに、社会福祉士、精神保健福祉士の資格登録証又は資格登録申請中であることの証明（①合格証書、②登録手数料の振替振込請求書兼受領証、③登録申請書類送付時に郵便局から発行された簡易書留の控えの計3つ（写し））を提出した人です。
- (4) 採用候補者名簿登載者には健康診断の受診について通知します。受診料は自己負担となります。なお、健康診断の結果によっては、採用されないこともあります。

13 備考

応募書類が不備のものは受け付けられません。また、一度提出された書類は返却しませんので、御了承ください。

14 その他

本募集は令和6年度の予算成立により、正式な効力が生じます。